

2023 年度グローバル協力センター
「途上国研究・国際協力分野海外調査支援」募集要項

1. 趣旨

グローバル協力センターでは、本学大学院生による途上国研究、国際協力に関する現場に根ざした調査研究を支援します。

2. 対象分野・テーマ

開発途上国、国際協力等に関する分野・テーマ。

3. 対象者

本学大学院博士前期課程または後期課程に在籍する学生（休学中の者を除きます）。

- (1) 申請時点では休学中であっても、調査実施時に復学している場合は申請できます。
- (2) 留学生を含みます。
- (3) 本支援の対象となった海外調査について、本学の他の海外調査プログラムによる支援を受けることはできません（応募時点で、本支援と他の海外調査プログラムに申請することは問題ありません）。
- (4) 過去に本プログラムの支援を 2 回以上受けた者は対象としません。

4. 調査国

開発途上国とします。ただし、開発途上国・国際協力に関する分野・テーマであれば、先進国を調査国とすることも可能です。

5. 支援対象調査期間・報告書提出

支援対象調査期間：2023 年 7 月下旬以降に出発し、2024 年 1 月 31 日（水）に帰国可能な調査

経理書類提出：帰国／調査実施後、1 週間以内に提出

報告書提出：帰国／調査実施後、3 週間以内に提出

6. 採用予定数：

6 件程度

7. 調査費用：

20 万円を上限として、以下を本学およびグローバル協力センターの規定により支給します。

- ・航空運賃、ビザ代、予防接種代（領収書による実費精算）
- ・海外での宿泊に関わる費用（定額支給、領収書不要）

【留意点】

- (1) 航空運賃は、渡航期間限定のディスカウント航空運賃（一般航空会社の渡航期間限定の航空運賃）、又はそれに準ずるものとします。
- (2) 1 件につき支援可能な海外渡航回数は 1 回とします。
- (3) 調査費用支給は、一旦本人による立替払いを行い、海外調査終了後、精算（振込）により行います。帰国後、会計関連書類（航空券領収書・ボーディングパス、ビザ代・予防接種代等の領収書）の提出を求めます。
- (4) パソコンなどの備品、文房具などの消耗品費は支給の対象になりません。
- (5) 現地の通訳者等の費用は支給の対象になりません。
- (6) 海外旅行保険はご自身で必ずご加入ください。ただし、支給する費用の対象とはなりません。

8. 申請受付期間：2023年5月17日（水）～6月14日（水）17：00（締切り厳守）

9. 申請書類：

以下の3点の書類をグローバル協力センターまで書面で提出してください（メール・郵送不可）。

- ・申請書（所定 Word フォーマット）
- ・予算内訳（所定 Excel フォーマット）
- ・日程表（所定 Excel フォーマット）

(1) 所定フォーマットは、グローバル協力センターホームページよりダウンロードしてください。

※2023年5月17日13：00より公開

http://www.cf.ocha.ac.jp/cwed/event/e20230517_2.html

(2) 申請書は、指定枚数を超えないようにしてください。

(3) 予算内訳には、費用の算出に当たって参照した航空券代、ビザ代、予防接種代の金額の根拠（インターネットからのプリントアウトなどで可）の添付が必要です。

(4) 英語での申請を受け付けます。その場合、英語での説明を別途実施しますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

グローバル協力センター Tel：03-5978-5546 メール：info-cwed@cc.ocha.ac.jp

10. 事前説明会：

日時：2023年5月17日（水）12：30～13：00

場所：学生センター棟3階308室（グローバル協力センター室）

11. 選考及び結果の通知（予定）：

書類審査結果の通知	7月上旬
面接審査	7月上旬～中旬
選考結果発表	7月中旬
採択者説明会	7月中旬
調査実施	7月下旬～2024年1月31日

*英語での書類提出、面接等が可能です。

12. 採択者の義務：

調査終了後、3週間以内（締切り厳守）に報告書（英語での作成可能）を提出していただきます。報告書は、センターが発行する刊行物として、ホームページ等を通じて公表します。

また、採択者には、国際協力、持続可能な開発等に関する調査、研究、実践を推進するメンバーとして、センター事業へのご協力をお願いすることがあります。

13. 海外調査実施可否、安全情報等確認について

海外調査実施可否の判断は「外務省海外安全情報」に基づき決定し、渡航対象地域の危険情報及び感染症危険情報のレベルが「2」（不要不急の渡航は止めてください）以上の場合は、海外調査実施不可とします。また、渡航中であっても、現地の状況により調査中断と帰国を要請する場合があります。

また、現在、新型コロナウイルスに関し、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国後の行動制限措置が多く、多くの国・地域でとられていますので、渡航を検討する前に必ずご確認ください。ビザ発給が再開されていても、通例とは異なり、発給までかなりの時間を要する場合がありますので、その点もご注意ください。

(1) 渡航対象地域の安全情報は、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等により収集をしてください。

（領事サービスセンター：https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html）

(2) 渡航前には、「外務省海外旅行登録『たびレジ』」に登録してください。

（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

(3) 渡航前には、本学の「海外渡航安否確認システム『icoru』」への登録が必要です。

【関連サイト】

- 【外務省】海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/index.html>
- 【外務省】領事サービスセンター
https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html
- 【外務省】たびレジ
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>
- 【外務省】海外安全情報：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国：地域の入国制限措置及び入国後の行動制限）
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html
- 【本学】海外渡航安否確認システム『icoru』
<https://crdeg6.cf.ocha.ac.jp/ico/>

14. その他

(1) 原則として、採択後の申請内容の変更は認められません。自己都合での調査のキャンセルが行われた場合は、以降の再申請を制限するなどの措置をとることがあります。

(2) 調査にあたって大学の倫理審査、調査国における research permits 等が必要な場合は各自で渡航前までに必要な手続きをとってください。

以上